

DV（ドメスティック・バイオレンス）対策について

京都市DV相談支援センター（以下「DVセンター」という。）をDV対策の中核施設として、関係機関と連携を図りながら、引き続き、相談・支援、啓発等の取組を総合的に推進するとともに、令和6年度については、以下の事業に重点的に取り組む。

◇ DV防止法の改正（令和6年4月1日施行）を踏まえた適切な支援

【主な改正ポイント】

- ・保護命令※の対象に精神的暴力を追加

※裁判所が被害者の申立てにより相手配偶者に対して接近禁止や住居からの退去等を命じる制度

◇ DVセンター、児童相談所、保健福祉センター、母子生活支援施設、民間シェルター等との連携による、切れ目のない一体的な支援体制（インクルーシブ・ケアシステム）を推進する。

主な事業

1 DVセンターにおける被害者支援と周知

(1) 被害者に寄り添った支援

被害者に寄り添いながら被害者の意向に沿った支援を実施するとともに、件数の増加や内容の複雑化にも対応できる体制を確保する。

また、DV防止法改正を踏まえた保護命令等の申立てについて、適切な情報提供や助言を行うほか、物価高騰等に伴う各種給付金などの対象となる被害者にDVセンターから個別連絡し、円滑な手続のための支援を行う。

< 相談延べ件数 >

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度※
4,176	5,132	4,840	5,424	4,732	5,770	5,788	5,962	6,195	6,037	5,962	5,610

<相談者数（氏名が判明している方）と暴力の内容>

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度※	(全暴力に 占める 割合) (相談者数 に占める 割合)	
新規	277人	375人	238人	248人	241人		
継続	386人	453人	465人	423人	418人		
合計	663人	828人	703人	671人	659人		
①身体的暴力	470人	597人	504人	474人	407人	17.9%	61.8%
②精神的暴力	620人	772人	656人	641人	627人	27.5%	95.1%
③経済的暴力	318人	442人	372人	380人	271人	11.9%	41.1%
④社会的暴力	262人	333人	290人	294人	356人	15.6%	54.0%
⑤性的暴力	156人	188人	164人	163人	165人	7.2%	25.0%
⑥子どもを巻き込みにした暴力	416人	541人	476人	453人	454人	19.9%	68.9%
⑦その他	23人	77人	27人	32人	未集計		

<保護命令の申請支援件数>

30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度※
13	17	11	11	4	8

※令和5年度はすべて2月末時点の速報値

(2) DVセンターの周知

コロナ下における各種給付金やワクチン接種券の発行手続などをきっかけに顕在化し、DVセンターとつながることができた被害者からは「DVセンターの存在をもっと早く知りたかった」との声が多くあったことから、市民しんぶんや地下鉄広告、カード型広報物、SNS等において広くあらゆる世代への周知に努める。

2 関係機関との一層の連携強化

(1) 各区役所・支所子どもはぐくみ室との連携

相互に重複して発生するDVと児童虐待との関係性に留意し、DV被害者と子どもの安全確保を最優先に適切に対応するため、児童相談所への通告や連携に加え、地域の社会資源を多く持つ各区・支所子どもはぐくみ室との連携を密に行う。

(2) 京都府などの関係機関との連携協力の推進

DV防止法の改正によって、関係機関等から構成される協議会が法定化され、情報交換の円滑化等を図るため、協議会の事務に関する守秘義務が創設されることを受け、これまでから府市が合同で設置している「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」を有効活用し、事案に即した具体的な支援策の協議も可能となるような運用ができる仕組みを整える。

(3) 研修の充実

家庭内で重なり合う暴力に幅広い部署が適切に対応するには、研究や事例検討を通じた関係機関各々の業務内容の深い理解が必要であるため、研修の充実を図る。

(4) 一体的な啓発・広報

「女性に対する暴力をなくす運動」は「児童虐待防止推進月間」と同時期であり、また、全市一体となった取組が求められていることから、ダブルリボンを活用し、DV対策と児童虐待対策の一体的な啓発・広報を行う。

3 インクルーシブ・ケアシステムの推進

DVセンター、児童相談所、保健福祉センター、母子生活支援施設、民間シェルター等の連携により、初期の相談段階から地域で自立生活する段階にわたり、フェースごとの支援を切れ目なく一体的に行っていく支援を推進する。

様々な機会を通して、被害者及び同伴児（者）が、地域の人に頼り、頼られながら、自立した生活を送れるよう、地域とのつながりを作るとともに、問題が深刻になる前に、参加者やスタッフに気軽に悩みを打ち明け、相談できる関係性を築く。

それにより、被害者及び同伴児（者）が新しい場所での生活に馴染めず、孤立して、加害者との生活に戻ることに伴い、生命が危険にさらされるケースを防ぐ。

【取組事例】

- ア 民間シェルター入所中の子の保育や学生ボランティアによる学習サポート
- イ 買い物、裁判所、警察などの同行支援
- ウ 食材や日用品の提供
- エ 地域住民参加型の交流会の開催
- オ ステップハウス事業*における自立支援

※民間シェルター退所後、就労・自活するにあたり、最長1年程度、スタッフの見守りがある環境で暮らすことができる施設

4 その他の取組

(1) ウィングス京都における相談事業（女性のための相談、男性のための相談）

- ・女性のための相談
相談件数：1,677件、うち暴力に関する相談442件、うちDVに関する相談381件
うち専門カウンセラーによる暴力相談 92件
- ・男性のための相談（男性相談員が対応）
電話 第2・4火曜日19時～20時30分
※ 令和4年度まではDV（加害・被害）に関する相談窓口としていたが、令和5年度から生き方や夫婦の問題、人間関係や職場の悩みなど多様な相談に対応
相談件数：33件
面接 要予約
相談件数：121件 ※相談件数はすべて令和5年4月～6年2月末の数値

(2) デートDV予防事業やDV予防講座の実施

- ・啓発冊子『デートDVの基礎知識』の配布
保健師や警察を通じた中高生への配布2,660部（令和5年4月～6年2月末）
- ・DVD「デートDV予防教材 アイのカタチ」の貸出、きょうと動画情報館での配信
- ・学校や関係団体（病院、母子生活支援施設等）に出向きDV予防講座を実施（年7件程度）

(3) DV被害者支援シンポジウムなどのDV根絶のための市民啓発

- ・DV被害者支援シンポジウムの開催
（令和5年度実績）11月12日（日）「DV防止法改正とこれからの被害者支援 ～それってDVかも。パートナーとの関係は対等ですか～？」 参加者32名 講師：手嶋昭子氏
- ・パネル展示（区役所・支所、ゼスト御池、ウィングス京都）
- ・記事広告（シティリビング、リビング京都、京都市人権啓発冊子等）、地下鉄広告 等

(4) 被害者の保護及び自立支援の充実

ア 京都市民間緊急一時保護施設補助金（民間シェルターの家賃補助）

令和5年度実績：12世帯27人、81日間（12月末時点）

イ 京都市配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業費補助金（一時避難に係る措置費の補助）

令和5年度実績：6世帯10人（12月末時点）

ウ 京都市配偶者暴力被害者等支援補助金（ステップハウス事業の補助）

令和5年度実績：6世帯8人、693日（12月末時点）

エ 市営住宅優先入居

令和5年度実績：申込件数1件、入居件数0件（辞退1件）

オ DV被害者自立支援事業や「居場所づくり」事業の実施

- ・ウィングス京都におけるトラウマ・ケアの読書会（令和5年度は8回開催、53人参加）
- ・DVセンター利用者を対象とした勉強会兼交流会（年2回開催、毎回10人弱参加）

(5) 被害者支援の一環としての加害者対策

- ・府市協調による男性相談員研修を実施